

平成27年12月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
条例議案	20
一般議案	34
補正予算議案	10
合計	64

平成27年12月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市行政不服審査会条例について	総務 企画局
2	北九州市情報公開条例の一部改正について	
3	北九州市個人情報保護条例等の一部改正について	
4	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	
5	北九州市職員の再任用に関する条例の一部改正について	
6	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	
7	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	
8	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	
9	北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	
10	北九州市個人番号の利用に関する条例について	
11	北九州市手数料条例の一部改正について	財政局
12	北九州市市税条例の一部改正について	
13	北九州市スポーツ施設条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	市民文化 スポーツ局
14	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	保 健 福祉局
15	北九州市健康づくりセンター条例の廃止について	
16	北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準に関する条例について	
17	北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	消防局
18	北九州市火災予防条例の一部改正について	
19	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	
20	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教 育 委員会

番号	件名	提出局
21	八幡東消防署移転新築工事請負契約の一部変更について	契約室
22	ひびきの小学校等複合施設新築工事請負契約の一部変更について	
23	当せん金付証票の発売について	財政局
24	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
25	鹿児島本線門司・小倉間仮称砂津架道橋新設工事委託協定の一部変更について	
26	黒崎城石黒崎1号線道路改築事業に伴う鹿児島本線黒崎駅構内自由通路新設工事委託協定締結について	
27	市有地の処分について	港湾 空港局
28	指定管理者の指定について（北九州市立男女共同参画センター等）	総務 企画局
29～46	指定管理者の指定について（北九州市立門司勤労青少年ホーム等）	保健 福祉局
47～54	指定管理者の指定について（北九州市立おぐまの保育所等）	子ども 家庭局
55	平成27年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
56	平成27年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
57	平成27年度北九州市渡船特別会計補正予算について	
58	平成27年度北九州市競輪、競艇特別会計補正予算について	
59	平成27年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
60	平成27年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
61	平成27年度北九州市廃棄物発電特別会計補正予算について	
62	平成27年度北九州市漁業集落排水特別会計補正予算について	
63	平成27年度北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算について	
64	平成27年度北九州市上水道事業会計補正予算について	

No 1	北九州市行政不服審査会条例について <p style="text-align: right;">(総務企画局総務部文書課)</p>
<p>行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、北九州市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 趣旨 (第1条)(2) 名称 (第2条)(3) 組織 (第3条)(4) 委員 (第4条)(5) 会長 (第5条)(6) 専門委員 (第6条)(7) 合議体 (第7条)(8) 庶務 (第8条)(9) 委任 (第9条)(10) 罰則 (第10条) <p>2 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>	

N o
2

北九州市情報公開条例の一部改正について

(総務企画局総務部文書館)

情報公開審査会の委員が守秘義務に違反した場合の罰金の額を引き上げる等のため、関係規定を改めるもの

- 1 情報公開審査会の委員が守秘義務に違反した場合の罰金の多額の引上げ（第42条関係）

現 行	改 正 後
30万円	50万円

- 2 施行期日

平成28年4月1日

No
3

北九州市個人情報保護条例等の一部改正について

(総務企画局総務部文書館)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 北九州市個人情報保護条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第38条関係）

現 行	改正後
番号法第28条	番号法第29条

2 北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正

条例で定める個人番号の利用事務に関し、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の照会・提供を行った場合にシステムに記録される情報提供等記録について、保護措置を講じるため、規定の整備を行う。（第2条、第37条関係）

3 施行期日

1 は、規則で定める日

2 は、公布の日

<p>N o 4</p>	<p>行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (総務企画局総務部文書館)</p>
<p>行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例を整備するもの</p> <p>1 北九州市情報公開条例の一部改正</p> <p>(1) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第18条の2関係）</p> <p>開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員の指名を行わないこととする。</p> <p>(2) その他条例に規定する「不服申立て」を「審査請求」に改める等規定の整備を行う。</p> <p>2 北九州市個人情報保護条例の一部改正</p> <p>(1) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第43条の2関係）</p> <p>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員の指名を行わないこととする。</p> <p>(2) その他条例に規定する「不服申立て」を「審査請求」に改める等規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- 3 北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
人事委員会の市長に対する報告事項に係る規定の整備（第5条関係）

現 行	改 正 後
不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況	不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況

- 4 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正
条例に引用する行政不服審査法の規定の条項ずれ等に伴う改正
(第24条の3関係)

現 行	改 正 後
行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条	行政不服審査法（平成26年年法律第68号）第18条第1項本文

- 5 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正
条例に引用する行政不服審査法の規定の条項ずれ等に伴う改正
(第12条関係)

現 行	改 正 後
行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条	行政不服審査法（平成26年年法律第68号）第18条第1項本文

- 6 北九州市市税条例の一部改正
災害等による書類の提出期限の延長に係る規定の整備（第8条関係）

現 行	改 正 後
法またはこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（ <u>不服申立て</u> に関するものを除く。）	法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（ <u>審査請求</u> に関するものを除く。）

(次頁に続く)

(続き)

7 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

公務災害の認定等についての不服申立てに係る規定の整備（第24条関係）

現 行	改 正 後
市長に対して、 <u>異議申立て</u> をすることができる。	市長に対して、 <u>審査請求</u> をすることができる。

8 施行期日

規則で定める日

No
5

北九州市職員の再任用に関する条例の一部改正について

(総務企画局人事部人事課)

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 特定警察職員等の定義に係る規定の整備（付則第2項関係）

現行	改正後
地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等	厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等

2 施行期日
公布の日

N o
6

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

(総務企画局人事部人事課)

地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を整備するもの

1 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 条例に引用する地方公務員法の規定の条項ずれに伴う改正
(第1条関係)

現 行	改正後
第24条第6項	第24条第5項

- (2) 行政職給料表が適用される職員の職務の級を分類する際に基準となるべき職務の内容を定めた行政職給料表級別基準職務表を規定する。(第6条、別表第7関係)

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	主任の職務
3 級	主査の職務
4 級	係長又は指導主事の職務
5 級	課長の職務
6 級	部長の職務
7 級	区長又は局長の職務

- (3) その他消防職給料表、教育職給料表、研究職給料表及び医療職給料表が適用される職員の職務の級を分類する際に基準となるべき職務の内容を定めた級別基準職務表を規定する。(第6条、別表第8から別表第11まで関係)

(次頁に続く)

(続き)

(4) 勤勉手当に係る規定の整備 (第25条関係)

現 行	改正後
6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における <u>その者の勤務成績</u> に応じて、市長が定める日に支給する。	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、 <u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況</u> に応じて、市長が定める日に支給する。

2 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

条例に引用する地方公務員法の規定の条項ずれに伴う改正 (第1条関係)

現 行	改正後
第24条第6項	第24条第5項

3 北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
任命権者の報告事項に関する改正 (第3条関係)

現 行	改正後
(1) 定数及び任免に関する状況	(1) 定数及び任免に関する状況
(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況	(2) <u>人事評価の状況</u>
(3) 休業の状況	(3) 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
(4) 分限及び懲戒処分の状況	(4) 休業の状況
(5) サービスの状況	(5) 分限及び懲戒処分の状況
(6) <u>研修及び勤務成績の評定の状況</u>	(6) サービスの状況
(7) 福祉及び利益の保護の状況	(7) <u>退職管理の状況</u>
	(8) 研修の状況
	(9) 福祉及び利益の保護の状況

(次頁に続く)

(続き)

- 4 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

勤勉手当に係る規定の整備（第13条関係）

現 行	改正後
6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれの日以前6箇月以内の期間における <u>その者の勤務成績</u> に応じて支給する。	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、 <u>その者のそれぞれの日以前における直近の人事評価の結果及びそれぞれの日以前6箇月以内の期間における勤務の状況</u> に応じて支給する。

- 5 北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

条例に引用する地方公務員法の規定の条項ずれに伴う改正（第1条関係）

現 行	改正後
第24条第6項	第24条第5項

- 6 施行期日

平成28年4月1日

No
7

北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務企画局人事部給与課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表、地域手当等の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 給与改定

改定率 0.20パーセント

(2) 初任給調整手当の支給限度額の改定(第11条の2関係)

現 行	改正後
307,000円	307,800円

(3) 地域手当の支給割合の改定(第14条関係)

ア シティプロモーション首都圏本部に勤務する職員

現 行	改正後
100分の18	100分の18.5

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

現 行	改正後
100分の15	100分の15.5

2 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 給与改定(医療職給料表(1)を除く。)

改定率 マイナス2パーセント

(次頁に続く)

(続き)

(2) 地域手当の支給割合の改定(第14条関係)

ア シティプロモーション首都圏本部に勤務する職員

現 行	改正後
100分の18.5	100分の20

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

現 行	改正後
100分の15.5	100分の16

(3) 55歳を超える職員であって、行政職給料表の職務の級が5級以上であるもの等の給料月額等の減額支給の期間の改正(付則第56項関係)

現 行	改正後
当分の間	平成31年3月31日までの間

3 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

平成18年4月1日の給料の切替えに伴う経過措置の適用について、平成28年3月31日までの間とする。

4 施行期日

1は、規則で定める日(平成27年4月1日から適用)

2は、平成28年4月1日

3は、公布の日

N o
8

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

(総務企画局人事部給与課)

国家公務員退職手当法の一部改正により国家公務員の退職手当の調整額が改定されたので、これに準じた措置を講じるため、関係規定を改めるもの

1 退職手当の調整額の改定（第6条の7関係）

職員の区分	現 行	改正後
第1号区分	62,500円	78,750円
第2号区分	50,000円	65,000円
第3号区分	45,850円	59,550円
第4号区分	41,700円	54,150円
第5号区分	33,350円	43,350円
第6号区分	25,000円	32,500円
第7号区分	20,850円	27,100円
第8号区分	16,700円	21,700円

2 施行期日

平成28年4月1日

No 9	北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (総務企画局人事部給与課)
<p>地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 改正の内容</p> <p>追加費用対象期間を有する者が同一の事由により障害共済年金等及び年金たる公務災害補償を受給する場合には、当該年金たる公務災害補償の減額調整を行う。(付則第5条関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日(平成27年10月1日から適用)</p>	

<p>N o 1 0</p>	<p>北九州市個人番号の利用に関する条例について</p> <p style="text-align: right;">(総務企画局情報政策部情報政策課)</p>
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 定義 (第2条)</p> <p>(3) 個人番号の利用範囲 (第3条)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 本市が独自に個人番号を利用する事務を定める。 心身障害者扶養共済制度に関する事務 ほか9件</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 本市の執行機関内で特定個人情報の授受を行う事務を定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 ほか38件</p> <p>(4) 委任 (第4条)</p> <p>2 施行期日 平成28年1月1日</p>	

No 11	北九州市手数料条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>住民基本台帳法等の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付等に係る手数料を廃止するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 改正の内容 住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料（1枚につき500円）を廃止する。（別表関係）</p> <p>2 施行期日 平成28年1月1日</p>	

No 12	北九州市市税条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(財政局税務部税制課)</p>
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 改正の内容</p> <p>市税に係る申告書、申請書又は申出書の記載事項に個人番号及び法人番号を追加する。(第26条、第41条、第52条、第52条の2、第60条、第62条の2、第62条の3、第72条、第106条の10の3、第113条、付則第9条の3、第15条の4、第15条の6、第27条関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成28年1月1日</p>	

No 13	北九州市スポーツ施設条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課)
----------	---

スポーツセンターを新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市スポーツ施設条例の一部改正

(1) スポーツセンターの新設 (別表第1関係)

名 称	位 置
北九州市立浅生スポーツセンター	北九州市戸畑区浅生二丁目1番1号

(2) 戸畑体育館ほか5施設の廃止 (別表第1、別表第2関係)

戸畑体育館、西戸畑体育館、西戸畑児童プール、戸畑庭球場、戸畑体育館庭球場及び戸畑柔剣道場を廃止する。

2 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

仙水児童プール及び夜宮弓道場を廃止する。(別表第1関係)

3 施行期日

規則で定める日

No
14

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(保健福祉局総務部総務課)

勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 勤労青少年ホームの目的又は事業に係る規定の整備（別表第1関係）

現 行	改正後
勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第2項の定めるところによる。	勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行い、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行われる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことにより、勤労青少年の福祉の増進を図る。

2 施行期日
公布の日

No 15	北九州市健康づくりセンター条例の廃止について (保健福祉局地域支援部健康推進課)
<p>北九州市健康づくりセンターを廃止するため、北九州市健康づくりセンター条例を廃止するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 廃止する条例 北九州市健康づくりセンター条例 2 施行期日 平成28年4月1日	

No 16	北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準に関する条例について (保健福祉局保健医療部保健医療課)
----------	--

医療法の一部改正に伴い、病院の専属薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定めるため、関係規定を改めるもの

1 条例の題名の改正

現 行	改正後
北九州市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例	北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置並びに病院の人員及び施設の基準に関する条例

2 権限移譲による規定の追加

(1) 病院における専属の薬剤師の配置基準 (第3条関係)

病院には、専属の薬剤師を配置することとする。

(2) 病院の人員の基準 (第4条関係)

薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者、栄養士、診療放射線技師、事務員その他の従業者並びに理学療法士及び作業療法士の人員の基準を定める。

(3) 病院の施設の基準 (第6条関係)

消毒施設、洗濯施設、談話室、食堂及び浴室の基準を定める。

3 施行期日

公布の日

No 17	北九州市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(消防局総務部総務課)</p>
----------	---

八幡東消防署を移転するため、関係規定を改めるもの

1 八幡東消防署の移転（別表関係）

現行	改正後
北九州市八幡東区春の町 二丁目8番13号	北九州市八幡東区大谷一丁目 3番1号

2 施行期日

規則で定める日

N o
2 0

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会総務部企画課)

足原幼稚園ほか3園を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 幼稚園の廃止（第1条関係）

名称	位置
北九州市立足原幼稚園	北九州市小倉北区足原二丁目8番2号
北九州市立黒崎幼稚園	北九州市八幡西区藤田四丁目4番6号

2 幼稚園の廃止（第2条関係）

名称	位置
北九州市立松ヶ江幼稚園	北九州市門司区大字吉志907番地の1
北九州市立若松幼稚園	北九州市若松区今光二丁目1番3号

3 施行期日

1 は、平成30年4月1日

2 は、平成31年4月1日

No 21	八幡東消防署移転新築工事請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">(契約室契約課)</p>
<p>八幡東消防署移転新築工事請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 5億8,860万円</p> <p>2 変更契約金額 6億400万9,440円</p>	

No 22	ひびきの小学校等複合施設新築工事請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">(契約室契約課)</p>
<p>ひびきの小学校等複合施設新築工事請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 20億1,312万円</p> <p>2 変更契約金額 20億1,884万5,080円</p>	

No 23	当せん金付証券の発売について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>平成28年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるもの</p> <p>発売総額 135億円以内</p>	

No
24

市道路線の認定、変更及び廃止について

(建設局総務部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	35路線	5,017m	29,729㎡
変更	9路線	△251m	△1,152㎡
廃止	17路線	△4,479m	△27,841㎡

No 25	鹿児島本線門司・小倉間仮称砂津架道橋新設工事委託協定の一部 変更について <p style="text-align: right;">(建設局道路部街路課)</p>
<p>鹿児島本線門司・小倉間仮称砂津架道橋新設工事委託協定について、 委託期間を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 既決委託期間 平成17年6月7日から平成27年12月31日まで 2 変更委託期間 平成17年6月7日から平成28年3月31日まで	

No 26	黒崎城石黒崎1号線道路改築事業に伴う鹿児島本線黒崎駅構内自由通路新設工事委託協定締結について <p style="text-align: right;">(建設局道路部街路課)</p>
<p>黒崎城石黒崎1号線道路改築事業に伴う鹿児島本線黒崎駅構内自由通路新設工事委託協定を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 委託金額 9億7,987万円2 委託方法 随意契約3 委託期間 協定締結の日から平成30年3月31日まで4 委託の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 青柳 俊彦	

No 27	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(港湾空港局港営部立地促進課)</p>
<p>若松区響町一丁目に所在する市有地を工場用地として売り払うもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の地目及び所在地 宅地 若松区響町一丁目120番10 2 土地の面積 1万9,964.47㎡ 3 売払い予定金額 3億9,928万9,400円	

No 28	指定管理者の指定について（北九州市立男女共同参画センター等） （総務企画局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課）
----------	--

北九州市立男女共同参画センター等について、指定管理者を指定するもの

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
北九州市立男女共同参画センター	公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
北九州市立東部勤労婦人センター		
北九州市立西部勤労婦人センター		

N o 29～46	指定管理者の指定について（北九州市立門司勤労青少年ホーム等） <p style="text-align: right;">（保健福祉局総務部総務課）</p>
--------------	---

北九州市立門司勤労青少年ホーム等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
29	北九州市立門司勤労青少年ホーム	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで
	北九州市立若松勤労青少年ホーム		
	北九州市立八幡西勤労青少年ホーム		
30	北九州市立特別養護老人ホームかざし園	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで
31	北九州市立総合療育センター	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	平成28年4月1 日から平成31年 3月31日まで
32	北九州市立総合療育センター西部分所	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	平成28年4月1 日から平成31年 3月31日まで
33	北九州市立到津ひまわり学園	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで

（次頁に続く）

(続き)

No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
34	北九州市立北方ひまわり学園	社会福祉法人北九州あゆみの会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
35	北九州市立若松ひまわり学園	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
36	北九州市立引野ひまわり学園	社会福祉法人北九州市福祉事業団	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
37	北九州市立日明リサイクル工房	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
38	北九州市立本城リサイクル工房	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
39	北九州市立浅野社会復帰センター	社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
40	北九州市立浅野工芸舎	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
41	北九州市立洞海工芸舎	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(次頁に続く)

(続き)

No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
42	北九州市立若松工芸舎	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
43	北九州市立八幡東工芸舎	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
44	北九州市立門司障害者地域活動センター	社会福祉法人 あすなる学園	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
45	北九州市立小倉南障害者地域活動センター	社会福祉法人 北九州あゆみの会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
46	北九州市立八幡西障害者地域活動センター	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで

N o 47～54	指定管理者の指定について（北九州市立おぐまの保育所等） （子ども家庭局子ども家庭部総務企画課）
--------------	--

北九州市立おぐまの保育所等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
47	北九州市立おぐまの保育所	社会福祉法人 北九州市小倉 社会事業協会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
48	北九州市立小倉北ふれあい保育所 (乳児部) (夜間部)	社会福祉法人 正善寺福祉会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
49	北九州市立北方保育所	社会福祉法人 北九州市保育 事業協会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
50	北九州市立古前保育所	社会福祉法人 北九州市若松 民生事業協会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
51	北九州市立八幡東さくら 保育所	社会福祉法人 北九州市福祉 事業団	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで
52	北九州市立陣原保育所	社会福祉法人 北九州市保育 事業協会	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで

(次頁に続く)

(続き)

No	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
53	北九州市立千防保育所	社会福祉法人 北九州市保育 事業協会	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで
54	北九州市立ユースステーション	玄海グリーン &アドベンチ ャー共同企業 体	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで

No.	件名	要 旨	
平成 27 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	33 億 9,494 万 1 千円	5,932 億 8,104 万 3 千円
	特別会計	7,293 万円	6,757 億 1,200 万 4 千円
	企業会計	0 千円	1,233 億 6,381 万円
	合 計	34 億 6,787 万 1 千円	1 兆 3,923 億 5,685 万 7 千円
55	平成 27 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 33 億 9,494 万 1 千円 (債務負担) 7,750 万円 2 総 額 5,932 億 8,104 万 3 千円	
56	平成 27 年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額 4,290 万 5 千円 2 総 額 8 億 9,150 万 5 千円	
57	平成 27 年度北九州市 渡船特別会計 補正予算について	1 補正額 57 万 5 千円 2 総 額 7 億 307 万 5 千円	
58	平成 27 年度北九州市 競輪、競艇特別会計 補正予算について	1 補正額 1,214 万 7 千円 2 総 額 1,140 億 6,614 万 7 千円	

59	平成 27 年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円
		2 総 額 12 億 4,300 万円
60	平成 27 年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 1,400 万円
		2 総 額 56 億 3,300 万円
61	平成 27 年度北九州市 廃棄物発電特別会計 補正予算について	1 補正額 62 万 8 千円
		2 総 額 20 億 6,362 万 8 千円
62	平成 27 年度北九州市 漁業集落排水特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円
		2 総 額 1 億 3,270 万円
63	平成 27 年度北九州市 後期高齢者医療特別会計 補正予算について	1 補正額 267 万 5 千円
		2 総 額 154 億 4,767 万 5 千円
64	平成 27 年度北九州市 上水道事業会計 補正予算について	(債務負担) 8 億 300 万円